

令和2年9月9日(水)午前9時30分より、9月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和2年10月8日(木) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方をお願いします。

事務局 野口 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名3番、4番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 ほか1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 ほか1名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は西日本鉄道甘木線本郷駅送迎自動車待機所になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の近隣商業地域で第3種農地判断となります。

アスファルト舗装をし、雨水は自然流下により既存の水路に流す計画です。被害防除措置としては、フェンス付きのコンクリートブロック等が設置される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15 番 廣瀬委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ないようであれば私からちょっと気になったのですが、資金計画が 1,000 万円で見積り金額が 999 万円とすごい計算ですね。

事務局 野口 見積書の内訳については載せていませんでしたが、積算はなされております。

8 番 牟田委員 分筆された 2389-4 の箇所はどうなりますか。

事務局 辻 町が買収予定で、道路にする計画だと確認しています。

10 番 樋口委員 西鉄甘木線が廃止になるという話を聞いたりしますが大丈夫なのでしょう。もし廃止されてしまったら作っても何の意味もなくなってしまうじゃないですか。

事務局 野口 大堰の自動車待機場もまだできておらず、一緒に進めると確認しています。

1 番 溝上委員 噂話だけだと思います。公言はされてないと思います。

18 番 河野委員 造成費の見積金額が予算額とほぼ同額でなされていますが、どなたが見積りされているのでしょうか。業者は決まっているのでしょうか。

事務局 辻 まだ予算用の見積書なので正確な金額ではなく、業者もまだ決まってないと思われる。

18 番 河野委員 大刀洗町は随意契約が非常に多いので、いつか問題が生じないか心配です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 1 号 2 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 2 番 農地法第 5 条 2 番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅の駐車場の一部となっています。

申請地の周囲の土地は平成 31 年 2 月に集合住宅として転用許可が出されておりましたが、申請地は未相続で抵当権も付いた状態だったため、一部だけ残された状態となっておりました。しかし、業者が申請地を含めて駐車場として舗装をしてしまったために、今回始末書付きで申請がなされております。農地としては第 2 種農地になります。雨水は自然流下となっており、周囲に農地はありません。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15 番 廣瀬委員 当時集合住宅として申請された時にこの 1 筆に問題があることに気付かずに許可してしまっただけのものになるみたいです。

事務局 野口 集合住宅として申請が出された時はこの 1 筆は入っておりませんでした。

6 番 棚町委員 始末書を出せば何でも済むのか。罰則みたいなものはないのか。しばらく使わせることはできないとか。前もって作って使用してしまえば何でもできるじゃないか。

- 18 番 河野委員 こんなに甘いのは大刀洗だけだと思います。
- 議長 柳 駐車場の不便さもあって先に埋めたのだろうが罰則はない。県の方でも良いじゃないかという人ともっと厳しくすべきという人と答えが一つにはならない。今と同じような感じになる。
- 17 番 今村委員 当時の図面はどうなっているのでしょうか。
- 事務局 野口 申請地に入っていませんでした。
- 17 番 今村委員 このような場合は1回畑に戻して農業委員会が状況を確認して審議してからまた舗装するのが正しい手順なのではないでしょうか。やってしまってすみませんじゃ私もいけないと思います。
- 13 番 平田委員 当時畑が残っている時におかしいという意見はなかったのでしょうか。
- 事務局 野口 当時も総会でおかしいという意見はありましたが、相続ができないということで仕方がないという話になったと記憶しています。
- 議長 柳 業者には厳重に注意をする必要はあると思います。不動産屋は色々な所で同じようなことを知っているの、こうすれば済むということを知っていてやっているはず。農地法がない時代であれば話は別でしょうが。難しいとは思いますが、事務局がもっと厳しく判断しなければならないと思います。
- 17 番 今村委員 場所は違いますが、上高橋から鵜木に行ったところに整骨院がありますが、右側の角っこに大きな家が農地にあったがなくなっています。石垣だけは残っていますが。ここは当時の農業委員がここは農地だから建物を撤去しなさいと動いたのではないのでしょうか。このような大きな実例があればやっぱり厳しくすべきではないでしょうか。今は農地ではない所にこじんまりとした家を建てています。
- 議長 柳 昔は農地であっても家を建てているところは色々あります。田舎にいけばいくほどそのようなケースは多くなります。
- 18 番 河野委員 分かってやっている不動産屋は決まってきたので、きちんと調査していただきたい。それか呼び出して説明してもらいたいと思います。
- 4 番 手嶋委員 このようなケースについては1回呼びつけて反省させるのが良いと思われます。出されたものを通すだけなのであれば、時間を取って自分達がこの場に集まっている意味がないと思います。農業委員会が組織として機能させるためにはそのような対応を取るべきではないかと思います。
- 議長 柳 申請者は大刀洗町でたくさん住宅を建てていますか。
- 事務局 野口 件数はそれなりにあると思います。
- 議長 柳 これまでに手続きをミスしたことはありましたか。
- 事務局 野口 いえ、今回が初めてです。
- 議長 柳 では採決を採ります。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。(挙手なし)
- 事務局 佐々木 転用後に始末書が出る案件が数ヶ月に1度あっており皆様に不快な思いをさせてしまい申し訳ございません。どうにも転用ができない場所であれば更地に戻すこともやむ得ないかもしれませんが、結果的には転用が認められる場所ではありますので、

違法状態を解消するという観点から判断していただけないでしょうか。

13 番 平田委員 1ヶ月先延ばしして違法状態が続くとどのような問題がありますでしょうか。来月来ていただいて釈明していただくのでは不都合なことがありますか。

事務局 佐々木 来月この方に来ていただいて話を聞いて判断するのであればそれは良いかと思われ
ます。考え方的なものとして発言させていただきました。来月判断されるのであれば構わないかと思われ
ます。

10 番 樋口委員 アパートに入居されている方もいるかと思いますので、更地に戻して判断するのを
求めることは難しいと思います。

議長 柳 皆様の意見は分かりましたので再度採決を採らせていただきます。許可相当と思わ
れる方は挙手をお願いします。(挙手なし) 保留が良いと思われる方は挙手をお願い
します。(全員挙手) それでは今回は保留とし来月本人さんの釈明を受けた後判断と
させていただきます。よろしいでしょうか。

13 番 平田委員 今後始末書付きの案件が出てきた場合は文書だけでなく本人さんの出席を義務付け
ることはできるのでしょうか。

事務局 佐々木 法律に規定がありませんから義務付けることはできません。相手の同意があれば来
ていただくことは可能と思います。

議長 柳 農業委員会が釈明を求めれば来る義務があるということですよ。

事務局 佐々木 許可を得るために是非来て下さいということになるかと思います。

議長 柳 今後始末書付きのケースについては、全て本人の出席を求めるようにすることでよ
ろしいですかね。

事務局 野口 農業委員さんの確認書で要請をされる場合は要請するに丸を付けていただければ
と思います。

議長 柳 その時には本人は始末書を付けているということを書いてくれないが。

事務局 野口 その場合は事務局で確認したいと思います。

議長 柳 そのようにお願いします。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 4, 447㎡の田の贈与となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

3 番 白石委員 申請者と所有者の関係は姉弟になります。亡くなられたお父さんの農地で、姉の方
が相続していたものを弟に贈与するというものになります。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相
当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相
当となりました。

それでは、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1, 196㎡の田の贈与となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

3番 白石委員 私共の前の農業委員会時から50万円で売ってほしいと依頼があっていた農地になりますが、買い手がおらず、無償で作ってくれる人を探しても見つからず、無償での貰い手を探してようやく見つかったところになります。地元での人間関係が影響してなかなかうまくいきませんでした。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 段差もひどく、竹やぶ化しており、あっせん不可と判断された7月にあっせん議案があがっていた農地の周りの農地になります。田2, 101㎡、畑2, 395㎡になります。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

9番 中村委員 7月のあっせん委員で現地を確認に行きましたが、農業用水が上からきてたり、なかったりとよく分かりませんでした。人様に作ってもらおうと思うと農業用水を確保しないことにはどうにもこうにも。また、一部上から竹が入ってきている箇所もあり、伐採してもらわないことには大変難しいです。

議長 柳 あっせん委員さんは甲条・高樋関係になりますので、中村委員と棚町委員と今村委員の3名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。